

「自家用機の運航」に対する安全への取組 (調布飛行場独自の取組等)

- 東京都は「自家用機」が離陸する都度、機長が行う出発前確認事項等のダブルチェックを行い、安全運航を支援しています。

① 機長による出発前確認の実施 (※ 航空法等により義務付け)

- 法令等に定められたとおり、航空機の点検整備がなされているか
- 航空機の計器やプロペラ、無線、操縦桿などが正常に作動するか
- 機体の損傷（ひび割れやオイル漏れ、タイヤの破損など）は無いか
- 搭乗者や荷物等を含めた機体の重量とバランスから、安全に離陸可能か
- 安全に運航できる燃料や可動部を動かす潤滑油の搭載量は十分か など

② 出発前確認事項等の「確認書」及び「宣誓書」の提出

- 出発前確認の実施後、搭乗者全員が管理事務所に来所、報告を義務付け
- 「確認書」及び「宣誓書」を提出

③ 航空機専門員による出発前確認事項等の確認

- 法令等の順守、操縦技能証明書（有効期限内）の保有、身体検査での異常がないこと、航空機保険への加入、体調に問題の無いことなどを宣誓
- 航空機専門員は、書類の不備や安全講習会の受講状況などを対面で確認

④ 離陸に必要な滑走距離・バランスの再確認 (ダブルチェック)

- 航空機専門員は、気温や風向、風速を加味したうえで、機体の重量・重心の位置が安全に離陸できる範囲内に収まっているか、搭乗者の着座位置や荷物格納場所が適正であり、安全に離陸するために必要な滑走距離が算出されているか、などを再度確認

※ 「確認書」及び「宣誓書」の内容 (抜粋)

- 航空機登録証明書、対空証明書、航空日誌、無線局免許状、航空図等の搭載
- 操縦技能証明の所有、有効期限内の特定操縦技能証明や航空身体検査証明等の所有
- 出発地、飛行経路、目的地、代替空港等の現況及び気象情報の入手
- 航空法、東京都営空港条例、調布飛行場運営要綱など、法律、条例、規程等の遵守

など

※ その他の安全対策

- 滑走路長800mに対し、自家用機は滑走距離の上限を760m以下に制限
- 飛行目的が技量維持の場合、操縦者の支援ができる者を搭乗させる
- 都の管理運営業務が適正に実施されているか、外部監査を実施